



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	島田三郎『開国始末一井伊掃部頭直弼伝』：歴史・伝・小説（後）
Author(s)	吉岡，亮
Citation	国語国文研究，123，28-41
Issue Date	2003-01-28
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/93719
Type	journal article
File Information	kokugokokubunkenkyu_123_28-41.pdf



島田三郎『開国始末——井伊掃部頭直弼伝』

——歴史・伝・小説——（後）

吉岡亮

II 『開国始末』の実践

第1節で引用した「撮記五則」には「世伝（中略）直弼の批評を謬れり」とあったが、島田の考える井伊直弼に対する誤った批評とは、例えば、次のようなものであった。

其既ニ権ヲ得タルニ及ンデハ上ヲ凌キ下ヲ虐シ親藩ヲ幽屏シ賢臣ヲ誅除シ幾多ノ良民ヲ斬戮スルニ至ル其人ヲ問ヘバ皆国ノ為ニスル者ニシテ私ノ為ニ謀ルニアラズ而シテ之ヲ誅シ之ヲ退ケタルハ擅権ニ非ズシテ何ゾヤ⁽¹⁾

「上ヲ凌キ下ヲ虐シ」た「擅権」の人という井伊直弼の表象は、右で引用した『安政紀事』のような史書のみならず、稗史・物語の類でも広く共有されているものであった。そこには、尊皇攘夷の実現

に奔走した忠臣義士／彼らを「誅シ」「退ケタ」賊臣井伊直弼、という勧善懲惡に基づく枠組みが存在しており、井伊直弼のネガティブな表象は勤王の志士をポジティブに意味づけることと不即不離の關係にあった。島田は、こうした見方を「陋見」と批判し、「公平」な「批評」を対置したわけだが、それを実現するためには、当然、井伊直弼と勤王の志士の表象を捉え返し、勧善懲惡とは異なった枠組みを提示しなければならなかった。島田はどのような形でそれを実践したのか。本節では、そうした視点から『開国始末』を検討していきたい。

擅権の人・井伊直弼というイメージを形成する主要な要因の一つが、幕末期における將軍継嗣の問題であった。將軍継嗣の問題とは、十三代將軍徳川家定の後継として考えられた、紀州家の慶福と一橋家の慶喜という二人の候補者をめぐる政治的な対立である。『開国始末』においては、この問題について次のように記されている。

世伝によるに直弼大老となり水戸前中納言斉昭の英明を忌み幼主を利として紀伊宰相慶福を幕嗣に擁立して以て一橋刑部卿慶喜の嗣立を拒めりと云へり然れども水藩の党が慶喜の嗣立を計画せしは一日の故に非ずして遠く直弼が政権を執るの前に在り抑慶福の（中略）幕嗣に定まりしは安政五年六月に在りて直弼の大老に任ぜし後に係ると雖も（中略）此議は既に其以前に定まりて大に世伝と異なるを見るなり

『開国始末』では、この後、直弼の手書等を引用しながら、幕嗣が直弼の大老就任以前に決していたことを明らかにしている。継嗣の二人の候補者をめぐって直弼と徳川斉昭が対立し、直弼は大老就任を契機に擅権によつて慶福を將軍に定め、斉昭の意を排したという世伝の見解に対し、島田は直弼の大老就任以前に幕嗣は既に決定していたのであり、彼の専断によつたのではないとしているのである。

また、これにあわせて、直弼の手書の文言から、「幕嗣の定れるは將軍家定の意に決して諸老此意を奉行し就中直弼が終始此義を固守した」ことも明らかにしている。この点は本文の次のような記述と呼応している。「井伊氏は徳川氏の創業と相縁りて中興せり其中興は（中略）徳川氏の信任恩遇なかりせば此に至るを得ざるべし是れ井伊氏が世々家國を挙げて徳川氏に奉ずるの心を有し（中略）是を以て伝家の大法となせし所以にして本書の主位を占むる直弼の心事も亦実に此に在り其期する所は遠く直政直孝の勲業を追はんとせしが如し」。継嗣の決定をはじめ、直弼の決断は全て祖先の勲業を追ひ、徳川氏を守護するという一貫した論理に基づいてなされている。島田

はそうした指摘を通して、擅権の人から忠義の人へとという井伊直弼のイメージの変換を図っていたのである。

こうした継嗣決定の時間的な前後関係と直弼の「心事」という二つのレベルで「擅権」という意味づけに異議申し立てをした上で、島田は、そうした意味づけを行う歴史記述の方法の批判へと筆を進める。

其擅横と（中略）云ふが如きハ皆反対の政敵に与へたるの私称なるに今日無識の史家其世代の真相を察するの眼を有せず漫然其一方の称呼を襲用するに至れるなり（中略）予を以て當時の事態を評するに彦根の党は斉昭を以て隠謀反計ありとなし水戸の党は直弼を以て擅權跋扈なりといふ（中略）今より之を顧るに二者皆其執る所の説を異にして各其信ずる所を行ハんとせし政治上の敵に過ぎざるのみ嗚呼此爭議を仮に文明の社会に移して自由政体の下に立しめバ（中略）政党言論の争に止まる可きに其遂に互に血を流して疾惡の情念を史氏に襲受せしむるに至りしハ唯我往日未開の状を嘆じて當時の不幸を悲むの外なし

「當時」の「反対の政敵に与へたるの私称」を襲用し、それに書き手の「好惡の念」を加え、「彦根の党を以て姦となし水戸の党を正となし口を極めて直弼の爲す所を責め」るような方法を、島田は過去に對して批評的な距離を取れない歴史記述とみなして批判している。そして、それに代わるものとして、彦根・水戸を「政党」とし、幕末維新期の歴史過程を「政界」の動きとして把握する視点を提示

しているのである。

右の引用からも分かるように、島田は、「自由政体」を有する「文明の社会」と「未開の状」にあつた幕末維新期の社会を対置している。彼の言う「未開の状」とは、「政機秘密を極めて当路の困難、社会に知られず言路壅塞して議者の衷情政堂に達せず訛言百出して事情牴牾する「壇制社会」であり、そうしたあり方が「互ひに憎む可からざるを憎み（中略）遂に忠硬の老臣、壮烈の論士をして共に血を流すに至らしむる」状況を出来した根本的な原因とされている。しかし、「文明の社会」であれば、こうした「争議」は単なる「政党言論の争」として処理されたはずである。島田の考える「文明の社会」とは、「言論の自由」が保証され「士人互に其説を表明する」ことが可能で、その「説の同異」によつて「党」が形成され、「政党言論の争」によつて政策が決定されていくような社会であり、彼が用いている「党」「政界」といった概念はこうした「文明の社会」のイメージと密接に結びついているのである。

社会という概念、及び、文明と未開の対比に、文明史の影響を見て取ることができるが、島田はこの対比を、単なる対比にとどめるのではなく、文明の視点を未開の状に積極的に関わらせていくことで、過去の状況に対する「批評」を行っていく。その点が最もよく表れているのが、安政の大獄についての記述である。

従来の史書においては、安政の大獄は井伊直弼の擅權に発した、志士に対する「冤獄」「羅織」として捉えられていた。そうした見解に異議申し立てをするために、島田は安政の大獄を、開国／鎖国、幕府／水戸のいずれかに肩入れする「二大党」による政治的な権力

闘争というナラティブに基づいて記述している。そこでは、例えば、大獄における志士の逮捕は「他の発するに先だち我より発して其政敵を制した」行為とされ、「幕水の争鬭」に関して罪を獲たる人々は「国事犯」として意味づけられる。そして、政治的な権力闘争を繰り広げた「二党の士」は、いずれも「身を邦国に致したる」「異説同憂の士」として捉えられることとなる。島田は、「党」「政界」「国事犯」といった「文明の社会」と結びついた概念を使用することで、勧善懲悪に基づいて意味づけられていた忠臣／賊臣という枠組みから距離をとろうとしていたのである。

島田の「批評」は、こうした概念を軸にして、「文明」の側の視点から行われていく。例えば、「国事犯」に関しては次のように記されている。蓋し国事の犯罪を觀るの思想は古今全く反対の方向に走れり古人は国事の犯人を酷刑に処して之を其族に及ぼせり今人は則ち之に反して主犯も亦其生命を保全して之を待つに尋常犯人の例を以てせず。故に、「国事犯を刑殺する未開の刑律」が存していた当時、直弼が「異説」の士を「廢錮流斬」したことは「冤獄」とするには当たらない。ただ、「政略の上より觀察し當時の形勢より推考」すると「直弼の処決に遺憾なき能はざるなり」と言うのも、「徳川氏寛永年間の政治」であれば「自ら憑むに足るの武力を有して」いたがゆえに、「武断の処置を以てするも一時天下を威服して治安を保持するの功を立」てることができた。しかし、「安政の時運」においては「幕府の実力怙^こ熙^きの余に萎^し靡^ひして強藩を威服すること能はざる」状態であつた。「直弼既に安政の時運寛永の往日に異なるを寛らんには何ぞ一步を進めて謀士論客の死刑を宥めて之を輕きに処し以て世情を

鎮めて彼等の気を回し徐ろに其れをして外交の事情を睥りて其技を他日に尽さしむるの余地を遺さざりしや」。こうした認識から、島田は安政の大獄に対して「失計」という評価を下している。

「文明の社会」と結びついた「党」「政界」「国事犯」といった概念を用いて幕末維新期の歴史過程を捉え、それと井伊直弼の政治的判断を対照して、文明の側の視点から「批評」を加える。「文明史的」観点から「当時の事情」を描き出し、それと「其人の言行」を「対照」して「批評」を行うという、第Ⅰ節で見たマコーレー的な歴史記述の方法を島田が忠実に実践していたことが分かるだろう。そして、彼が文明の側の視点に自らの立場を置いていることは、維新时期から明治二〇年代までの日本の歴史過程を文明化の階梯に位置づけることと結びついている。すなわち、維新时期を未開社会として文明に至る階梯の途上とすることは、立憲君主制の確立期であり、「泰西の文物を以て裝飾せらるゝ今日の新社会」を文明の渦中にあるものとするにつながつているのである。それはまた、明治前半期に世界史における普遍的な歴史モデルと考えられていた未開から文明へという歴史過程の、実現形態の一つとして幕末維新时期と明治二〇年代を位置づけ、世界史の動きの中に日本の歴史過程を組み込むことでもあった。

こうした文明的なパースペクティブと共に、ここにはイギリス革命史の言説の影響を見ることができる。その影響は以下のような三つのレベルに分けて考えることが可能である。

一つは人物評価のレベルである。今井宏の指摘によれば、イギリス革命に対する英国での認識は、「国王派の革命観、叛乱史観」から

「ホイッグ史観」への転換として把握することができる。前者においては、革命は「不逞の輩が国王に対して企てた『叛乱』とされ、議會側の中心人物クロムウェルは『反逆者・悪人・偽善者』として表象されていた。それに対して、後者では、革命は『議會に集まったイギリス人民の国王専制に対して自由を求めた闘争』として捉えられ、クロムウェルは『宗教的な情熱と政治家としての資質』を備えた革命の指導者として再評価されることとなった⁽⁴⁾。また、P・J・ボウラーが指摘しているように、「自由の増大」を顕揚し、「歴史を目的へ向かう発展の記録」と見るホイッグ史観は、未開から文明への進化の過程として歴史を捉える文明史のパースペクティブと親和的なものでもあった⁽⁵⁾。

右で指摘した革命観の転換に伴ったクロムウェル評価の変化を、島田は井伊直弼の役割を捉え返す上でのモデルとしていた。その点では、『開国始末』の末尾に付された徳富蘇峰の評からもうかがうことができる。蘇峰は「井伊氏ノ日本開国史ニ於ケル、頗ルクロムウェルノ英国革命史ニ於ケルニ似タリ、而シテ彼ハ二百年後ニ其雪冤者ヲ得、此レハ三十年後ニ其雪冤者ヲ得タリ、何ゾ其相似タルノ甚シキヤ」(傍線原文)という言い方でそれを指摘している。

二つ目は自らの歴史記述に対する意味づけのレベルである。島田は、右で見たイギリス革命観の変化を、尊王攘夷史観に対する自らの立場と重ね合わせていた。すなわち、国王派の革命観からホイッグ史観への変化と、尊王攘夷をナラティブとする従来の歴史書から「新しい」歴史記述としての『開国始末』へというパースペクティブを重ね合わせ、その過程を「偏僻の見」から「事実」の「直書」へ

の進歩と意味づけたのである。

三つ目はより具体的な叙述のレベルである。先に触れたように、島田は勸善懲惡の図式を回避するための戦略の一つとして、「党」「政界」「国事犯」といった概念を用い、幕末維新期の歴史過程を政治的な権力闘争として記述することを試みていた。そうした概念・図式は、例えば、久松義典纂訳・評点『泰西革命史鑑 正編』の中巻「英国君主政府廃滅ノ乱ヲ紀ス」というイギリス革命の歴史記述にも見ることが出来る。久松は、「英国ノ革命ハ総テ教法ノ名義ヲ以テ成リタレトモ其性質ハ必シモ政治上ニ在リテ自由ヲ伸張シ専制ノ權力ヲ壊滅セント欲シタル」ものとし、「勤王党」「圓顚党」「独立党」、あるいは、「王権党」「民権党」といった「政党ノ争」を軸として革命の過程を描き出しており、「国事犯」という概念も用いられている。久松も、島田同様、改進黨の一員であつた点から考えても、このテキストからの直接的な影響を想定することも出来るだろう。

ただ、以上のようなイギリス革命史の枠組みは、『開国始末』の一部で使用されているだけで、尊王攘夷に代わる「新たな」ナラティブの位置を占めているわけではない。その原因は、一つには、国王専制に対する人民の自由を求めた闘争というホイッグ史観のナラティブに、幕末における井伊直弼の役割がうまくかみ合わなかった点にあるだろう。つまり、未開から文明へという文明史のナラティブと、歴史を自由の増大として捉えるホイッグ史観とが、井伊直弼を意味づける際に齟齬をきたす部分があつたわけである。井伊直弼の評価に関しても同様の指摘が可能であり、勸懲の枠組みを意識的に回避しているとは言え、「異説同憂の士」という形で勤王の志士達

と同じ評価軸で意味づけがなされており、尊王攘夷というナラティブに基づいて記されたテキストとは異なる、歴史上の人物を捉える「新たな」視点が提示されているとはいえない。それゆえ、『開国始末』の「新しき」を島田の言葉を鵜呑みにして過大に評価するのは危険だが、彼がイギリス革命とのインターテクスチュアルな関係において幕末維新时期を捉え、尊王攘夷というナラティブや勸善懲惡という枠組みから距離をとろうと試みていたのは確かである。

III 実伝と小説

島田は明治二〇年五月に「小説談⁹⁾」という論説を発表している。彼はそこで「小説」と「実伝」を比較しながら、実伝の方が読者に益する所が大であることを論じている。

島田は、小説が有益なのは、現時の文章の言文一致化と娯楽の高尚化の助けとなるからだとする。しかし、「学生の読んで娯楽を感じ且有益なるハ実伝に若クハなし。」と言うのも、実伝を読んで事実を記憶すれば「史学の一助」となり、それが描く「大人豪傑の履歴ハ人の思想を高尚ならしむる」からである。そもそも、同じ大人君子の事蹟を描いたものであつても、浄瑠璃のように「虚構¹⁰⁾」である場合「人をして冷誦して雲煙過眼に付せしめ」るが、実伝のように「真実」である場合「人をして熱情欽羨して処世の模範たらしむる」ととなる。小説と実伝もその「趣意を異」にしており、前者は「美術に属して虚実ハ初めより問ふ所にあらず」、後者は「事実の記録にして虚構を容るさ」ない。「然らハ則ち人の思想を淬励して己れ自ら

之に倣ハんと欲するの氣象を發揮せしむるの効ハ特に実伝の有する所に於て小説ハ之に与からずと稱するも敢て不当にあらざるべきなり。

島田の論説の大枠が『小説神髓』の議論を踏まえたものであるのは明らかである。逍遙は、「小説の裨益」の章で、「美術」としての「小説」には「直接の利益」と「間接の裨益」があり、前者は「娯楽を人に与ふる」こと、後者は「人の氣格を高尙になす事」「人を勸奨懲誡なす事」「正史の補遺となる事」であると述べている。島田は、逍遙の提示する小説の効用を実伝の効用に読み換えた上で、実伝が虚構を交えない事実の記録である点に小説との差異を見出している。

また、逍遙は『小説神髓』の「小説の主眼」で「世に歴史あり伝記ありて外に見えたる行為の如きハ概ねこれを写すといへども内部に包める思想の如きハ（中略）写し得たるハ曾て稀なり（中略）心のうちの内幕をバ洩す所なく描きだして周密精到人情をバ灼然として見えしむるを我小説家の務とするなり」と、小説と歴史・伝記の比較を行っていた。島田はこうした言説に、「巧妙なる人物論」や「批評」を有するマコーレー的な伝を組み込み、小説と実伝の評価の逆転を図っていたのである。⁽¹¹⁾

ところで、島田の実伝と小説の比較には、もう一つ別の枠組みが絡み合っていた。

文辞ノ後世ニ伝ル者ハ、皆概ネ託スル所ヲ得ルニ在リ。（中略）左伝、史記、漢書、五代史、通鑑、太平記、源平盛衰記ノ類則チ是

ナリ。又唯世人ニ娯楽ヲ与ルガ為メ、後世百歳ニ伝ル者アリ。詩賦、歌頌、稗史小説ノ類是ナリ。甲ハ実事ヲ証スルノ用ヲ為スガ為ニ、後世ニ伝ル者ナレバ、其文或ハ時俗ニ嘉尚セラレザルモ可ナリ。乙ハ人ニ娯楽ヲ与ルガ為ニ、世ニ行ハル者ナレバ、其文広ク時俗ニ悦バルニアラザレバ、決シテ力ヲ世間ニ得ルコト能ハズ。是レ稗史小説ニ於テ、時俗ニ入り易キノ文体ヲ用ルノ、尚更ラニ止ム可ラザル所以ナリ。（矢野龍溪「文体論」⁽¹²⁾）

龍溪の認識の基盤となっているのは、江戸期以来の正史／稗史という枠組みである。亀井秀雄が指摘しているように、この枠組みは実／虚事という言語に関する認識、すなわち、実／確かな拠り所に基づいた正史の言葉／虚事＝街談巷説のような稗史の言葉、という対比によつて基礎づけられていた。そうした枠組みを拠り所にしながら、龍溪は右の引用部で、稗史小説の新しい文体の創出の必要性を説いている。彼はそれを、同時代に並存している「漢文体」「和文体」「欧文直訳体」「俗語俚言体」の四種の文体を叙述の内容・対象に応じて使い分けながら、「それらの異質性を感じさせずに統括できる」文体として構想し、『経国美談』において実践したのである。⁽¹³⁾

こうした龍溪の認識を島田の「小説談」の発想に引きつけて考えると、「娯楽を感じ且有益なる」「実伝」とは、「時俗ニ入り易キノ文体」を有した「実事ヲ証スルノ用ヲ為スガ為ニ、後世ニ伝ル者」となり、文体的なレベルとジャンルの特性のレベルが交錯する点で、龍溪が拠り所としていた正史／稗史という枠組みを横断するものとなる。

『開国始末』にも「小説」について言及している箇所がある。

（東洋の史伝・引用者注）文調を先にし事実を後にし記者の想像によりて読者の感情に訴へんとするの弊あり（中略）我国の作者が漢文を以て歴史を編むを見て真史の成らざる所以の一因此に在るを信ぜり蓋し事実の記録ハ当時の情態を描写して其委曲を悉さんことを要す然るに漢文を以て之を綴るときハ文調の爲に事実を忽ちし甚きハ事実を文調に譲るに至ることあり（中略）我国の史伝大抵漢学者流の手に成りて編者読者共に眼之に慣れ歴史の変じて一種の小説となれることを覚らざるなり

こうした小説化した漢文史伝として、本文には『督府紀略』と『尊攘紀事』が挙げられており、『尊攘紀事』に対してはその記事を引用した上で誤りを具体的に指摘している。それを見ると、彼の批判は、他の史料と対照すると誤りと分かる事柄を、水戸藩側の史料のみに基づいて事実としているという史料レベルの問題と、そうした不確かな史料に基づいて再構成された事実、「文飾」を加えているという叙述レベルの問題にあると分かる。島田はこうした点を漢文史伝の痼疾とし、事実を記録する文体としての漢文の資格を問題化しているのである¹⁵⁾。

島田の議論には二つの言説が流用されている。

一つは、先に指摘した、実／虚事、正史／稗史という分割を基礎にした言説である。島田は実／虚事という分割を、事実を記録する文／文飾を加え文調を先にする文という対立に、正史／稗史という

分割を、事実の記録／小説という対立に置き換えている¹⁶⁾。

もう一つは、「正史中に脱漏せる事実を作者の想像をもて補ふ」とを「時代小説」の特質とする逍遙の言説である¹⁷⁾。島田はそれを正史―事実／小説―想像という分割として捉え、それに正史／稗史、実／虚事という分割を重ね合わせた。逍遙の言う「時代小説」における「想像」は、島田がネガティブな意で用いている「事実」に加えられる「文飾」とは異なるものであるが、彼は逍遙の言葉を自分の関心に引きつけて「想像」という語を流用しているわけである。

では、島田の考える「事実」の「記録」に相応しい文とはいかなるものであったのか。その点を『開国始末』の本文を参照して検討してみたい。次に引用するのは、井伊直弼が日米修好通商条約を締結することを決断する際の叙述と、その史料として引用されている「公用方秘録六月十九日」の該当部分である。

（本文）

直弼苦著して以為へらく今や宇内の勢大に變じて航海の術攻戦の法復た昔日の外人に同からず（中略）若し兵を交へて幸に一時の勝を制すとも諸国艦を連ね勢を合はせて来寇せば恐くは清国の覆轍を履まん不幸にして敗を取らば地を割き金を償ひて和を我より請ふに至らん其屈辱之より甚きはなし一旦拒絶して永く国辱を貽さんよりは寧ろ勅允を待たずとも国家を保全するに如かず抑大政は朝廷より関東に委任せらるゝ所なり政權を執る者臨機の処分を為すこと亦已むを得ざる者あり許允を経ずして約を締するの責は寧ろ之を一身に負はん

（公用方秘録）

事危急に迫り勅許を待候余日も無之猶又海外諸蕃之形勢を考察致し候に古昔と違ひ航海之術に達し万里も比隣の如く交通通商を開き其外兵器軍制等皆実戦に試み国富み兵強く強て之を拒絶し兵端を開き幸ひに一時勝を得候共海外皆敵と為す時は全勝孰れに在るや予め量る可からず苟も敗を取り地を割き償はざるを得ざる場合に至らば国辱焉より大なるはなし今日拒絶して永く国体を辱かしむると勅許を待らずして国体を辱めざると孰れか重き（中略）抑大政は関東へ御委任政を執る者臨機の権道なかる可からず然りと雖も勅許を待さざる重罪は甘じて我等壹人受候決意に付又云ふ事勿かれ

島田が史料の言葉を厳密に踏まえながら『開国始末』の本文の表現を作り出していることが分かる。「公用方秘録」が候体を用いての直弼の発話の記録となつてゐるのに對し、『開国始末』はそれを漢文訓読体に書き換え、直弼の心中表現として内容を再構成している。ただ、「以為へらく」「如かず」「然りと雖も」といった言い回しに典型的に表れているように、兩者ともに漢文的表現・語彙に依拠していることは明らかである。

この点を踏まえると、先に引用した島田の漢文に對する批判は、漢文史伝の「史氏」が偏僻の見を持し想像の窺を人の戸上に被らしめるような方法に對するものであり、漢文的表現・語彙を使用しての歴史記述そのものが疑われているわけではないことが分かる。漢文に代わる歴史記述の文体的な選択肢を島田が構想していたわけでは

ないのである。

また、右の引用でも分かるように、『開国始末』は漢文的表現・語彙をもとにしたホモジニアスな文体となつており、龍溪が構想した混質的な文体とは異質なものとなつてゐる。逍遙の『小説神髓』の言説を流用して実伝と小説の近接性を論じながらも、文体的なレベルでは、島田は実伝と小説の間に明確な差異を設けようとしたのである。島田は、同時代の小説に關する言説を意識してはいたものの、「伝」の位置づけという点においては、江戸期以来の正史／稗史、実／虚事という枠組みに即して発想していたことがうかがえる。

ところで、坪内逍遙は「真成の実伝（バイグラヒイ）の編述を促す」で次のように記している。

通常の人の目にハ所謂実録（実伝正史をも含めていふ）と小説との間に十分判然たる区画なきに似たり仮令其事実ハ真実なるも少しく文章に花あるときハ忽地其書をもて野乘と見做し若くハ小説とも見做すの癖あり故に我國の読者をして西の文章家がものしたりし極めて周密なる伝記などを優美に翻訳して読ましむる時にハ忽地これを以て稗史視なし水滸西遊と伍せしめんとす是豈甚しき誤にあらざるや若夫文章ハ媒介なり思を通達する方便なるのミ又喻ふ衣裳なるのみ然らバ其衣裳の花やかなるを見て直ちに其人の誰たるやを推すハ論理の序を誤るものにあらざるや

逍遙は実伝正史と小説との差異は「文章」にはないとしており、文における「想像」「文飾」の有無から実伝と小説の差異を捉えていた『開国始末』での島田の認識とは異なる立場をとっている。では、両者の差異はどこにあるのか。逍遙は「ヂスレイリ」の「実伝」と「リエンジイ」の「外伝」を例として、「其外形ハ酷だ相似」ているが、前者は実伝、後者は小説であり、「其事蹟といひ其精神といひ其運筆の次第といひ其構造の方法といひ全く相異なる」ものである、と述べている。

右の引用部の後の記述を読むと、ここで触れられている「ヂスレイリ」の実伝が尾崎行雄『経世偉勲』であることが分かる。しかし、逍遙の言とは裏腹に、『経世偉勲』は小説としても読まれうるテクストとなっていた。

『経世偉勲』は、高田早苗の説明によれば、イギリスの政治家「コンスフィールド（ヂスレイリ）」の「伝」で、「普ランス肥ツチマン」が著せし「眉イコンスフィールド伯の公伝」によりながら「過實の癖は勉めて之を避け暗に其騙術を示し」た「麻コオレエ流の伝にして評論を省けるもの」であった。⁽²⁾『経世偉勲』前編の「第二版 自序」には、この書は「微侯奇傑ノ言行ニ藉テ英政實際ノ運行ヲ叙述センカ為ニ著ハセル者」であり、「世間ハ余カ著述ノ本旨ヲ誤テ之ヲ稗史視スル者アリ之ヲ策子視スル者アリ又之ヲ仮託ノ寓言視シテ自ラ其懷抱ヲ写出セリト為ス者アリ」と記されている。前編の「凡例」には、「主眼」として、「世人をして欧州政治家の実状を知領せしむる」こと、「世の政治上に志ある者をして演説弁論の規範を得せしむる」こと、「暗々裡に智謀権略は遂に誠心実意に勝つ能ハさるこ

とを証明することなどが挙げられている。また、「世人をして労苦を覚へずして天下無双の良制度と聞へたる英国憲法の真面目を了解せしむる」ために「憲法上の要義ハ務めて之を議論叙事の間に挿入し其理義難渋なる者には付するに解釈を以てせり」とも書かれている。

「自序」にある「策子」とは、ここでは中国の史書『戦国策』を踏まえて述べられているもので、政治上の意見を書きつけたテクストの謂である。尾崎は「稗史」「策子」「仮託ノ寓言」ではなく「微侯一家の伝」であるとしながら、同時に次のように記している。

文章は雅俗を問はず唯た平易解し易きを旨とし且つ意想、情感、事態の性質に基き剛柔、繁簡、喜怒、哀楽の実状を写出するに適する者を択めり故に一篇の中と雖とも和文体に似たる所あり漢文体に似たる所あり又欧文直訳体に似たる所あり私に謂ふ区々たる文体辞格に拘泥せずして実実情を写出せんと欲する者固より此の如くならざる可らず

分かるように、尾崎は「実実情を写出」するために、龍溪が『経国美談』で実践したのと同様の、混質的な文体を使用しようとしていた。先の龍溪の言い方を借りれば、「時俗ニ入り易キノ文体」によって「実事ヲ証スル」という、正史／稗史という枠組みを横断するようなテクストを作り出そうとしていたのである。

同時代の批評はその点に敏感に反応していた。テクストの末尾に付されている「経世偉勲に関する東京諸新聞の批評摘録」の中から

いくつか引用する。「ビーコンスフヒールド侯の伝にして其文は小説の体を用ひ其事は悉く史上の真を記せり（毎日新聞）」、「其体裁は紀事本末の一種なるが（中略）偉業鴻績を面白き小説体の文に綴り倣しその形は稗史にして其誦読の楽み多く其実は正史にして繙閲の利益尠なからすと評すも可ならん又た一步を進むれば之を英国最近五十年間の政治史として見るも差支へ無かるべきなり（時事新報）」。

「批評摘録」に収録されているのは『経世偉勲』の初版に対してなされた評で、「自序」が言及している稗史視云々の言はこれらを踏まえて言われているものであろう。

先に島田が漢文に代わる文体的な選択肢を用意していたわけではないことを指摘したが、そこで私が念頭に置いていたのは、『経世偉勲』のような文体選択の可能性であった。『開国始末』における島田の選択は、それを排し、自らのテクストを歴史であり伝でもあるが小説ではないものとするのであった。

結

第Ⅰ節との関連から第Ⅱ・Ⅲ節の内容を整理し、序節冒頭で設定した、『歴史』『伝』『小説』の言説の絡み合った様相を明らかにするという目標に応え、その絡み合いが後のどのような議論と関連しているかという見取り図を示して、本論の結論としたい。

明治二〇年前後においては、歴史の史体改良の議論が、正史実録／小説稗史と歴史／年代記という枠組みに基づいてなされていた。この二つの枠組みを橋渡しするものとして注目されていたのが、「記事

中挿議論」という方法と「議論」の質的な改良であり、後者を志向する言説は「批評」という語を軸にして編成されていた。そして、この「批評」という要素が、歴史／伝という分割を無効にする史体を可能にするものとして捉えられていく。そこで理想化されたのが、全体史と個人史を批評によって連結する、マコーレー的な歴史記述であった。島田三郎は、こうした「歴史」の言説のあり方に重ね合わせて、『開国始末』を「新しい」歴史記述として意味づけていたのである。

『開国始末』の具体的な記述のレベルでも、島田は、右で触れたマコーレー的な歴史記述を忠実に実践しようとしていた。彼は、幕末維新期の未開の社会／自由政体を有する文明社会という文明史的な図式を基盤として、文明の視点を未開の社会に積極的に関わらせていくことでそれを試みている。すなわち、「文明の社会」と密接に結びついた「党」「政界」「国事犯」といった概念を用いて幕末維新期の社会を捉え、それと井伊直弼の政治的判断を対照し、文明の視点からその功罪を批評するという方法によって、全体史と個人史を批評によって連結する歴史記述を目指していたのである。こうした島田の実践からは、未開／文明という分割によって、記述のポジションを文明の側に位置づけ、文明の側から批評を行うことが可能になっているという側面と、批評によって未開と文明とを積極的に関わらせていくことが可能になっているという側面がうかがえ、文明史的な図式と批評との相補的・共犯的な関係を認めることができる。

また、文明史的なパースペクティブの導入と共に、島田は、幕末維新期の歴史過程をイギリス革命とのインターテクスチュアルな関

係に置くことも試みていた。こうした実践は、従来の史書が用いていた勸善懲惡に基づいた人物評価の枠組みと尊王攘夷というナラティブを批判的に捉え返すという意図に基づいていた。

歴史と伝の両方の性質を備えた史体と小説の関係をどのように位置づけるか。史体改良の議論と同時に浮上してきたのはそのような問題であった。それは、事実を記述するジャンル・文体として何を認定するかという問いと密接に結びついており、そこで登場していたのが、正史／稗史、実／虚事、伝／小説、事実／想像といった分割であり、文体選択の問題であった。

こうした「歴史」「伝」「小説」の言説の絡み合った様相は、その後、その内実を微妙に変化させながら、〈文学〉の問題として変奏される。歴史と伝の両方の性質を備えた史体の問題は、ドラマ論や逍遙の史劇論で取り上げられる。また、歴史と小説の関係、及び、事実を記述する文体・ジャンルの問題は、文学極端論争や想実論において議論されることとなる。それは「歴史」や「文学」という領域の実定的な形成と密接に関わっているわけだが、その過程の具体的な様相については稿を改めて論じたいと思う。

注

- (1) 内藤耻史『安政紀事』（明治二十一年六月）。
- (2) こうした枠組みは、『開国始末』出版後も、強化される形で存続していったと考えられる。宮地正人の指摘によれば、明治四十年代における南北朝正閏問題で、明治三六年以降国定教科書

となっていた『尋常小学日本歴史』のそれに関係する部分の記述が書き改められた。その際に、南北朝正閏問題とかかわって問題視されたのが幕末期の記述で、「尊王攘夷論の立場から中略」大老井伊直弼の叙述の仕方はなまめるすぎる、よりその賊臣的な面を強調すべきだ」という非難が加えられた。当時、教科用図書調査委員を務めていた三上参次は「この攻撃に抵抗したが、抵しきれず、また南北朝正閏問題が政治問題となったことも関連して、一九一一年三月、調査委員を免じられた」という。「史料編纂所の歴史とその課題」（『歴史学と史料研究』東京大学史料編纂所、二〇〇二年）を参照。

- (3) 明治前半期における文明史の受容については小沢栄一『近代日本史学史の研究 明治篇』（吉川弘文館、一九六八年一月）を参照。『開国始末』との影響関係から言えば、イギリス革命とフランス革命を近代文明の基点と位置づけるギゾー『ヨーロッパ文明史』や、文明に関するいくつかの命題からヨーロッパ文明の形成過程とその特徴を記したバックル『英国文明史』などを文明史の具体例として挙げる事ができる。明治前半期における訳書は、前者には永峰秀樹訳（奎章閣、明治七年）、後者には土居光華訳（一／六編は明治十二年、七／八編は明治十六年に刊行）がある。

- (4) 『明治日本とイギリス革命』（研究社、一九七四年七月、引用はちくま学芸文庫版、一九九四年四月による）。
- (5) 『進歩の発明 ヴィクトリア時代の歴史意識』（平凡社、一九九五年三月）。

(6) こうしたホイッグ史観の形成に最も大きな影響を与えたのが、『イギリス史』を著したマコーレーであった。ただ、今井も指摘しているように、明治初年二十年代前半にかけて、かなりの数のイギリス革命に関する翻訳書が出版されているにもかかわらず、マコーレーの『イギリス史』は翻訳されていない。

明治二十年代までのマコーレーの受容は、クライブ伝やヘスチングス伝などのイギリスのインドに対する植民地政策に関するテクストが主であった。また、注(3)に挙げたバックルの『英国文明史』がホイッグ史観の「一つの亜流」という性格を有していたことも今井は指摘しており、本文で指摘した文明史とホイッグ史観との親和性はこの点からも確認することができる。前掲『明治日本とイギリス革命』参照。

(7) 出版人・岩崎好正、明治十四年五月版權免許、十九年四月合本御届。

(8) この点は藤田茂吉『文明東漸史』(報知社、明治十七年)と比較するよりはずりする。その「凡例」によれば、『文明東漸史』は、「我国」への「泰西文明ノ東漸セル起因成果ヲ明カニシ(中略)封建鎖国ノ世ニ当リ泰西文明ノ進歩セル実勢」を明らかにする目的で書かれたもので、文明史のナラティブが用いられている。また、このテクストのもう一つの目的は、「蘭学ヲ主唱シ罪ヲ幕府ニ受ケテ死ニ至ルマテ千辛万苦シテ力ヲ国事ニ尽シタル」渡辺崋山・高野長英の「功業」を顕彰することであった。この二人の「経歴」は、蘭学という「文明」の新知識を有した「志士」の幕府の弾圧に対する闘争というナラ

ティブに基づいて記されている。後者においては「自由の増大」という点は強調されてはいないものの、専制に対する闘争という点で、ホイッグ史観を意識していたと考えることができる。こうした点を踏まえると、『文明東漸史』は、文明史とホイッグ史観の親和性を利用して歴史記述を行っているテクストと言えるのではないだろうか。

(9) 『中央学術雑誌』第五〇号。

(10) 松月堂、明治十八年九月〜十九年四月、引用は名著復刻全集(日本近代文学館、一九八二年四月)による。

(11) 伝記と小説を同じ台座で比較する言説自体はすでに明治初年の段階から存在していた。そこでの議論については谷川恵一「小説と伝記——『西国立志編』における言説の分割——」『人文学報』第七五号、一九九五年三月)を参照。

(12) 『経国美談』後編「自序」(明治十七年二月)、引用は岩波文庫版『経国美談 下』(一九六九年七月)による。

(13) 「歴史との拮抗」(『小説論』岩波書店、一九九九年九月)。

(14) 亀井秀雄「纂訳と文体——『小説神髓』研究(六)——」(『北大学文学部紀要』第四〇巻二号、一九九二年)。亀井は龍溪の文体実践の一例として『経国美談』「第九回」の次のような箇所を取り挙げ、以下のような分析を行っている。「乃チ主人ハ此夜送別ノ宴ヲ設ケ其席ニハ愛女令南ヲモ侍セシメテ四人互ニ歎ビヲ尽シケリ令南ハ昨夜ノ注意ニ因テ今日シモ親シク巴氏ト相語ルヲ喜フノ間モナク今又其ノ為メニ其人ト遠ク相別ルノ悲ミヲ嘆チケル彼ノ刺客ノ為メニ二人カ相思フデ相離

ルノ有様ハ恰モ是レ黒風浪ヲ翻シテ文鱗ヲ打散シ、赤嶺林ニ騰テ采翮ヲ驚分ス。」「これは読本的な和文脈と漢文書き下し文との混合と言ふべきで、前者はレヲナ的心情に即し、後者は語り手がこの場面全体を対象的に評した表現、という使い分けが見られる。」本論で用いている「混質的な文体」という言い方は、こうした亀井の指摘を踏まえている。

(15) 引用部の上部に付されている中根香亭の評も島田のこうした認識に即したものとなっている。「以他邦之文、録本邦之事、其不尽情也宜矣、然其流入小説、邦文殊太甚、如盛衰記太平記、可以見焉、畢竟記事過文飾、考証欠精覈、無和無漢不墮稗史者幾希」。

(16) こうした正史／稗史の分割と重なり合う実／虚の分割と共に、ここで島田が念頭に置いていたであろう言説に、次のような漢文の文章論における実／虚の対比がある。「文章ノ絶妙ハ、虚ニアラズシテ実ニ存リ。実ニ非レバ、我が心事ヲシテ読者ヲ感悟セシムルニ足ラズ。彼ノ欧州ノ画家ガ写ス所ノ肖像ヲ見ズヤ、眼鼻唇頰一トシテ真ニ異ナルナク、宛然其人ニ親接スルノ想ヲ起サシムルニ非ズヤ。(中略) 絶妙ノ文章ハ、実ニ此ノ映画ノ妙ニ異ナラザルノミ」(『福地桜痴「文論」』『東京日日新聞』明治八年八月二十九日、引用は『日本近代思想大系16 文体』岩波書店、一九八九年一月による)。また、こうした「実」を伝えるのに漢文が適切ではないとする議論もあった。「漢文なる者ハ概ね機を変して奇となし陋を変して雅となすの化力を有し説者をしてその実境を知る能はず」(森田思軒「訪事日録

三」『郵便報知新聞』明治一八年五月二日)。以上のような、「実」を伝える文体としての漢文を問題化する議論、及び、それに即しての漢文改良の試みについては、以下を参照。齋藤希史「明治の游記——漢文脈のありか——」、宮崎修多「漢訳文と明治の紀事文」(『明治文学の雅と俗』文学増刊、二〇〇一年十月)、小森陽一「〈記述〉する「実境」中継者の一人称——森田思軒の「周密体」の成立——」(『構造としての語り』新曜社、一九八八年四月)。

(17) 「時代小説の脚色」(『小説神髓』)、引用は(10)に同じ。

(18) 正史―事実／小説―想像という、現在の時点から見ると当たり前のように思える分割が、明治前半期においては決して自明なものでなかったことは、例えば田口卯吉の次のような言葉からうかがうことができる。「情の文章に顕はるゝもの之を記事体と云ふ、歴史、小説の類之に属す。智の文章に顕はるゝもの之を論文と云ふ、学文、論説之に属す。(中略) 論文は(中略)物の理を説き以て読む人の智を服せしむるものなり(中略)。記事は想像を主として物の有様を写し以て読む人の情を感じしむるものなり、故に之を記するもの必ず高尚の情なかるべからず」(『日本開化小史』巻之四、明治十二年十月、引用は岩波文庫版、一九三四年七月、傍線は引用者)。また、第1節で触れた、「記事中挿議論」という方法がこうした記事体／論文、歴史／論説という分割を横断するものとしてあつたことも分かる。

(19) 『学芸雑誌』第十号、明治一九年一二月二五日。逍遙の実伝論

に關しては、青木稔弥「泰西女丈夫伝」と坪内逍遙——新資料とその意義——」（『国語国文』第五六一号、一九八一年五月）、「坪内逍遙『賢女伝』をめぐって」（『金蘭短期大学研究誌』第十四号、一九八四年三月）、「自伝の鼻祖たるの榮譽を求めよ——逍遙における「自伝」と小説——」（『国語国文』第六二八号、一九八六年二月）を参照。

（20）前編・明治一九年五月、後編・明治十九年十一月、集成社。

（21）半峯居士「経世偉勲を読む」（『中央學術雑誌』第三一号、明治一九年六月）。

附記

引用は原則として旧字を新字に改め、ルビ等は適宜省略し、逆にルビのついていない読みにくい語句に振り仮名を補う場合には「」に入れた。本論をなすにあたつて国文学研究資料館特別共同利用研究員として同館においてご指導いただいた。

（よしおか りょう・北海道大学大学院博士課程）